

津山市優秀選手等激励金交付要領

第1 趣旨

この要領は、津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、国若しくは県を代表して国際大会や全国大会に出場することを認められ、又はそれらの大会で顕著な成績をあげた優秀選手等に対し、激励金を交付することにより、津山市の競技スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第2 激励金の交付対象者等

1 交付対象者の条件

激励金の交付を受けることのできる者は、市内に住所を有するか、市内に勤務先（学校）を有する者で、次のとおりとする。

- (1) 国若しくは県レベルの競技団体が開催する予選会又は選考会を経た者
- (2) 国民体育大会に出場する選手及び監督

2 団体競技における賞賜金交付対象人員の取扱い

団体競技の場合の対象者は、大会要項等に定められている員数以内とする。

第3 激励金の交付対象となる大会

激励金の交付対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) 財団法人日本体育協会若しくは同協会へ加盟している競技団体が主催する全国規模以上の大会、又はそれらの団体から推薦を受けて出場する国際大会
- (2) 前号以外の大会については、教育委員会で大会の内容を精査し、特に交付対象と認める大会

第4 激励金の金額

1 激励金は、次の表に定める額以内とし、教育委員会が決定する額とする。ただし、団体競技の申請については、100,000円を上限とする。

大会	激励金の金額
オリンピック	別途教育委員会において審議し、決定した額
国際大会	20,000円×人数
全国大会	5,000円×人数

第5 激励金の申請等

1 激励金の交付を受けようとする団体又は個人は、所定の申請書に次の書類を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、国民体育大会出場者については、この限りでない。

- (1) 大会要項
- (2) 予選大会要項及びその結果
- (3) 選手名簿
- (4) その他教育委員会が指示する書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

3 激励金の申請は事前申請を原則とする。やむを得ず、事後申請を行う場合、対象となる大会終了後、3ヶ月以内に申請のあったものを交付対象とする。

第6 その他

1 激励金の交付を受けた者は、大会終了後1箇月以内に所定の書類により大会結果報告を提出しなければならない。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。